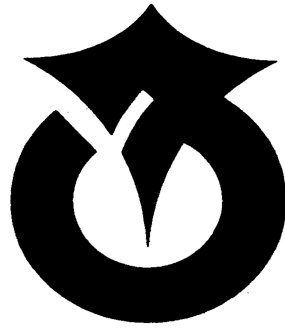


令和5年度水質検査計画



町の木 さざんか



町の花 さつき



久御山町事業環境部上下水道課

令和5年度久御山町水質検査計画

水道法の規定により令和5年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

1 基本的な方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口の水）で行います。このほか、浄水場の浄水場出口及び原水（地下水）で検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は水道法で義務づけられた水質検査項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び町独自の項目とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等については、給水栓で毎日行います。

水質基準項目の検査は、概ね月1回以上行うこととされている項目については月1回、その他の項目は、3箇月に1回とします。

(4) 京都府営水道から受水する浄水は、府営水道事務所水質管理センターで検査を行い監視をしています。

大橋辺地域については京都市から分水しており、京都市水道局が検査を行い監視をしています。

2 水道事業の概要

本町の水道は、地下水を原水とした水と京都府営水道（宇治浄水場）から供給される浄水を、配水池で自己水4と府営水6の割合でブレンドし、各家庭や事業所等に給水しています。

給水等状況

令和4年3月末現在

給水人口	15,540 人
普及率	99.9 %
給水世帯数	7,206 世帯
計画一日最大給水量	18,000 立方メートル
一日最大配水量	9,005 立方メートル
一日平均配水量	7,201 立方メートル

浄水施設の概要

浄水場名称	佐古浄水場
所在地	佐古外屋敷 168 番地
水源	深井戸
処理方式	急速濾過
処理能力	5,000 立方メートル/日

配水施設の概要

施設の名称	佐古浄水場	北浦配水場
所在地	佐古外屋敷 168 番地	市田北浦 50 番地
水源	府営水道・深井戸	府営水道
施設能力	13,400 立方メートル/日	2,800 立方メートル/日

3 検査項目、検査頻度及び理由

(1) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号、同法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イの規定に基づき 1 日 1 回の検査を行います。

(2) 水質基準項目の検査（51 項目）は、同法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づき、表 1 のとおり行います。

① 1 箇月に 1 回の検査項目

下記の 27 項目については、1 箇月に 1 回の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、ジェオスミン 2 - メチルイソボルネオール、有機物（全有機炭素量 TOC）、PH 値、味、臭気、色度、濁度

② 3 箇月に 1 回の検査項目

3 箇月に 1 回検査する項目は、「全項目検査」の 51 項目です。

③ その他

水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目については、表 2 のとおり水質検査を行います。

また、クリプトスポリジウムの指標である指標菌、トリクロロエチレン等については、より安全を確認するため表 3 のとおり検査を行います。

4 検査地点

- (1) 毎日検査については、給水栓4箇所、濾過機出口3箇所、浄水場内給水栓、府営水道分水栓の9箇所で行います。
- (2) 水質基準項目の毎月検査及び3箇月検査は、配水系統を考慮して2箇所の給水栓及び浄水場内給水栓で行います。なお、水質管理上必要である原水についても年1回各井戸で行います。

5 水質検査の方法等

毎日検査は、水質検査担当者が検査し、その他の検査等は水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録検査機関において委託検査を行います。検査の方法は、水質基準に関する省令に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、供給する水が水質基準に適合しないおそれがあるときに実施し、水道水の安全が、確認されるまで実施します。

7 水質検査計画の公表

水質検査計画は毎年作成し、久御山町上下水道課ホームページで公表します。また、水質検査結果についても公表します。なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてそのつど改正するものとします。

8 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

9 関係者との連携

本町では、京都府営水道からの浄水を受水しているため、これら関係機関と連絡を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整えています。

久御山町水道施設概略



令和4年度 水質基準項目の水質検査結果

(給水栓で実施)

	検査項目	単位	水質基準値	最高	最低	平均
1	一般細菌	個/m ^{リットル}	100以下	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌		検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/リットル	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/リットル	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/リットル	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/リットル	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/リットル	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	mg/リットル	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	mg/リットル	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/リットル	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/リットル	10以下	0.59	0.30	0.510
12	フッ素及びその化合物	mg/リットル	0.8以下	0.11	0.08未満	——
13	ホウ素及びその化合物	mg/リットル	1.0以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
14	四塩化炭素	mg/リットル	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	mg/リットル	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/リットル	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	mg/リットル	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	mg/リットル	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	mg/リットル	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	mg/リットル	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	mg/リットル	0.6以下	0.1	0.06未満	——
22	クロロ酢酸	mg/リットル	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	mg/リットル	0.06以下	0.012	0.002	0.0063
24	ジクロロ酢酸	mg/リットル	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/リットル	0.1以下	0.004	0.002	0.0029
26	臭素酸	mg/リットル	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	mg/リットル	0.1以下	0.02	0.01未満	——
28	トリクロロ酢酸	mg/リットル	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/リットル	0.03以下	0.008	0.002	0.0049
30	ブロモホルム	mg/リットル	0.09以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
31	ホルムアルデヒド	mg/リットル	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/リットル	1.0以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/リットル	0.2以下	0.02	0.02未満	——
34	鉄及びその化合物	mg/リットル	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35	銅及びその化合物	mg/リットル	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/リットル	200以下	15	13	14.0
37	マンガン及びその化合物	mg/リットル	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン	mg/リットル	200以下	14.9	11.6	12.56
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/リットル	300以下	42.8	37.7	39.63
40	蒸発残留物	mg/リットル	500以下	120	110	114.4
41	陰イオン界面活性剤	mg/リットル	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	mg/リットル	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/リットル	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	mg/リットル	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	mg/リットル	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/リットル	3以下	0.5	0.3未満	——
47	PH値		5.8-8.6	7.26	7.01	7.137
48	味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	1未満	1未満	1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満

令和4年度 浄水水質検査結果 (浄水場出口で実施)

	検査項目	単位	目標値	測定値
1	アンチモン及びその化合物	mg/リットル	0.02以下	0.0002未満
2	ウラン及びその化合物	mg/リットル	0.002以下	0.0002未満
3	ニッケル及びその化合物	mg/リットル	0.02以下	0.001未満
5	1, 2-ジクロロエタン	mg/リットル	0.004以下	0.0004未満
8	トルエン	mg/リットル	0.4以下	0.04未満
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/リットル	0.08以下	0.006未満
10	亜塩素酸	mg/リットル	0.6以下	0.06未満
12	二酸化塩素	mg/リットル	0.6以下	0.06未満
13	ジクロロアセトニトリル	mg/リットル	0.01以下	0.001未満
14	抱水クロラール	mg/リットル	0.02以下	0.002未満
16	残留塩素	mg/リットル	1以下	0.50
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/リットル	10 ≤ 100	40
18	マンガン及びその化合物	mg/リットル	0.01以下	0.001未満
19	遊離炭酸	mg/リットル	20以下	8.9
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/リットル	0.3以下	0.001未満
21	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/リットル	0.02以下	0.002未満
22	有機物等(KMnO4消費量)	mg/リットル	3以下	0.6
23	臭気強度(TON)		3以下	1未満
24	蒸発残留物	mg/リットル	30 ≤ 200	128
25	濁度	度	1以下	0.1未満
26	PH値		7.5程度	7.01
27	腐食性(ランゲリア指数)		参照	-1.7
28	従属栄養細菌	個/ミリリットル	2000以下	8
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/リットル	0.1以下	0.002未満
30	アルミニウム及びその化合物	mg/リットル	0.1以下	0.03
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/リットル	(PFOS)及び(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下	0.000012

参：目標値は-1程度以上とし極力0に近づける

注：浄水(浄水場出口の給水栓)による検査結果です。

※：この検査は水道法上、義務付けされた項目ではありませんが、水道水の安全性を確保するため検査を行っています。

令和4年度 原水水質検査結果 (原水2地点で実施)

	検査項目	単位	目標値	最高	最低	平均
1	アンチモン及びその化合物	mg/リットル	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
2	ウラン及びその化合物	mg/リットル	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
3	ニッケル及びその化合物	mg/リットル	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
5	1, 2-ジクロロエタン	mg/リットル	0.004以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
8	トルエン	mg/リットル	0.4以下	0.04未満	0.04未満	0.04未満
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/リットル	0.08以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
10	亜塩素酸	mg/リットル	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満
12	二酸化塩素	mg/リットル	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満
13	ジクロロアセトニトリル	mg/リットル	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
14	抱水クロラール	mg/リットル	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
16	残留塩素	mg/リットル	1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/リットル	10≦100	43.9	37.8	40.85
18	マンガン及びその化合物	mg/リットル	0.01以下	0.040	0.016	0.028
19	遊離炭酸	mg/リットル	20以下	33	22	27.5
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/リットル	0.3以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/リットル	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
22	有機物等(KMnO4消費量)	mg/リットル	3以下	1.0	0.7	0.85
23	臭気強度(TON)		3以下	1未満	1未満	1未満
24	蒸発残留物	mg/リットル	30≦200	135	128	131.5
25	濁度	度	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
26	PH値		7.5程度	6.48	6.48	6.48
27	腐食性(ランゲリア指数)		参照	-2.6	-2.4	-2.50
28	従属栄養細菌	個/ミリリットル	2000以下	8	検出せず	——
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/リットル	0.1以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
30	アルミニウム及びその化合物	mg/リットル	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/リットル	(PFOS)及び(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下	0.000016	0.000009	0.0000125

参： 目標値は-1程度以上とし極力0に近づける

注： 原水(地下水処理前)による検査結果です。

※： この検査は水道法上、義務付けされた項目ではありませんが、水道水の安全性を確保するため検査を行っています。

水質検査表(1) 法令に基づく水質検査 (給水栓で実施)

	検査項目	単位	水質基準値	頻度	備考
1	一般細菌	個/m ³	100以下	毎月1回	
2	大腸菌		検出されないこと	毎月1回	
3	カドミウム及びその化合物	mg/リットル	0.003以下	3箇月に1回	
4	水銀及びその化合物	mg/リットル	0.0005以下	3箇月に1回	
5	セレン及びその化合物	mg/リットル	0.01以下	3箇月に1回	
6	鉛及びその化合物	mg/リットル	0.01以下	3箇月に1回	
7	ヒ素及びその化合物	mg/リットル	0.01以下	3箇月に1回	
8	六価クロム化合物	mg/リットル	0.02以下	3箇月に1回	
9	亜硝酸態窒素	mg/リットル	0.04以下	毎月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/リットル	0.01以下	毎月1回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/リットル	10以下	毎月1回	
12	フッ素及びその化合物	mg/リットル	0.8以下	3箇月に1回	
13	ホウ素及びその化合物	mg/リットル	1.0以下	3箇月に1回	
14	四塩化炭素	mg/リットル	0.002以下	3箇月に1回	
15	1,4-ジオキサン	mg/リットル	0.05以下	3箇月に1回	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/リットル	0.04以下	3箇月に1回	
17	ジクロロメタン	mg/リットル	0.02以下	3箇月に1回	
18	テトラクロロエチレン	mg/リットル	0.01以下	3箇月に1回	
19	トリクロロエチレン	mg/リットル	0.01以下	3箇月に1回	
20	ベンゼン	mg/リットル	0.01以下	3箇月に1回	
21	塩素酸	mg/リットル	0.6以下	毎月1回	
22	クロロ酢酸	mg/リットル	0.02以下	毎月1回	
23	クロロホルム	mg/リットル	0.06以下	毎月1回	
24	ジクロロ酢酸	mg/リットル	0.03以下	毎月1回	
25	ジブロモクロロメタン	mg/リットル	0.1以下	毎月1回	
26	臭素酸	mg/リットル	0.01以下	毎月1回	
27	総トリハロメタン	mg/リットル	0.1以下	毎月1回	
28	トリクロロ酢酸	mg/リットル	0.03以下	毎月1回	
29	ブロモジクロロメタン	mg/リットル	0.03以下	毎月1回	
30	ブロモホルム	mg/リットル	0.09以下	毎月1回	
31	ホルムアルデヒド	mg/リットル	0.08以下	毎月1回	
32	亜鉛及びその化合物	mg/リットル	1.0以下	3箇月に1回	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/リットル	0.2以下	3箇月に1回	
34	鉄及びその化合物	mg/リットル	0.3以下	毎月1回	
35	銅及びその化合物	mg/リットル	1.0以下	3箇月に1回	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/リットル	200以下	3箇月に1回	
37	マンガン及びその化合物	mg/リットル	0.05以下	毎月1回	
38	塩化物イオン	mg/リットル	200以下	毎月1回	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/リットル	300以下	3箇月に1回	
40	蒸発残留物	mg/リットル	500以下	3箇月に1回	
41	陰イオン界面活性剤	mg/リットル	0.2以下	3箇月に1回	
42	ジオスミン	mg/リットル	0.00001以下	毎月1回	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/リットル	0.00001以下	毎月1回	
44	非イオン界面活性剤	mg/リットル	0.02以下	3箇月に1回	
45	フェノール類	mg/リットル	0.005以下	3箇月に1回	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/リットル	3以下	毎月1回	
47	PH値		5.8-8.6	毎日1回	町が実施
48	味		異常でないこと	毎日1回	町が実施
49	臭気		異常でないこと	毎日1回	町が実施
50	色度	度	5以下	毎日1回	町が実施
51	濁度	度	2以下	毎日1回	町が実施

※ 毎日検査は、町が実施します。その他は委託検査です。

水質検査表(2) 水質管理目標設定項目

	検 査 項 目	単 位	目 標 値	備 考
1	アンチモン及びその化合物	mg/リットル	0.02以下	
2	ウラン及びその化合物	mg/リットル	0.002以下	暫定基準値
3	ニッケル及びその化合物	mg/リットル	0.02以下	暫定基準値
4	1, 2-ジクロロエタン	mg/リットル	0.004以下	
5	トルエン	mg/リットル	0.4以下	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/リットル	0.08以下	
7	亜塩素酸	mg/リットル	0.6以下	
8	二酸化塩素	mg/リットル	0.6以下	
9	ジクロロアセトニトリル	mg/リットル	0.01以下	暫定基準値
10	抱水クロラール	mg/リットル	0.02以下	暫定基準値
11	農薬類	mg/リットル	1以下	
12	残留塩素	mg/リットル	1以下	
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/リットル	10-100	
14	マンガン及びその化合物	mg/リットル	0.01以下	
15	遊離炭酸	mg/リットル	20以下	
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/リットル	0.3以下	
17	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/リットル	0.02以下	
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/リットル	3以下	
19	臭気強度(TON)		3以下	
20	蒸発残留物	mg/リットル	30-200	
21	濁度	度	1以下	
22	PH値		7.5程度	
23	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし極力0に近づける	
24	従属栄養細菌	個/ミリリットル	2,000以下	暫定基準値
25	1, 1-ジクロロエチレン	mg/リットル	0.1以下	
26	アルミニウム及びその化合物	mg/リットル	0.1以下	
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/リットル	(PFOS)及び(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下	暫定基準値

注1 当項目は、委託検査です。

注2 年1回浄水(給水栓)と原水(地下水の原水)で行います。

※ 暫定基準値とは、水道水に定められた数値です。

※ 暫定基準値とは、法令的に決定されていませんが参考基準値に定められた数値です。

水質検査表(3)町が独自に行う水質検査(委託検査)

検査項目	基準値 ※1	検査頻度	検査場所
クリプトスポリジウム ※2	不検出	毎月1回	原水
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	毎月1回	原水
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	毎月1回	原水
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	毎月1回	原水
水銀	0.0005mg/l以下	毎月1回	原水
ダイオキシン	1pgTEQ/l以下(暫定値)	年1回	原水

※1基準値とは、水道水に定められた数値です。

(参考)ダイオキシン類について

- (1) pg(ピコグラム):1兆分の1グラム
- (2) TEQ:毒性等量(ダイオキシン類のそれぞれの同族性の毒性を、最も毒性の強いダイオキシンに換算して合計したもの。)

※2 クリプトスポリジウムの指標である指標菌検査を行うものです。